第11617号 平成 19年 10月 31日 (水) (毎週 月・水・金発行)

次 目

訓 令			
○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(人事	課)	1
〇能本県出納局処務規程の一部を改正する訓会	(")	2
○能 木 担 学 働 素 昌 今 車 務 昌 加 務 相 积 の 一 郊 を 改 正 す ろ 訓 会	<i>("</i>	Ś	2
○熊本県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令············ ○熊本県行政事務指導監察規程を廃止する訓令····································	("	\ \	2
り 熊平原 1 以 事 初 拍 等	("	,	2
告 示	/ L I	LI ⊐m \	_
□	(住会備	(世課)	3
〇鳥獣保護区の指定	(目然保)	護 課)	3
〇鳥獣保護区設定の一部改正	(")	3
() "	(")	4
Ŏ "	(")	5
Ŏ "	<i>("</i>)	5
Ŏ "		Ś	6
○林淄区設定の一部み正	("	Ś	-
○禁猟区設定の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<i>"</i>	,	6
	("	,	6
〇体猟及及び特例体猟区の指定	(")	6
○休猟区間足り提出 ○休猟区及び特例休猟区の指定····································	(")	7
O "	(")	8
○特定猟具 (銃器) 使用禁止区域の指定	(")	9
○銃猟禁止区域設定の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(")	9
○銃猟禁止区域設定の一部改正	(")	9
○銃猟禁止区域設定の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(")	10
○ 特定猟具 (<i>("</i>	Ś	10
○県市町村共同利用型地理情報システムの構築及び運用業務委託に関す	`	,	10
ン 宗中門 竹 六 門 門 加 王地 柱 旧 報 ノ ハ ノ ム の 悔 来 及 い 産 加 未 勿 安 礼 に 例 り こ 条 加 次 め 姪	(桂起人)	画 細 \	10
る参加資格等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	()	四郎ノ	
л н			10
公 告 ○肥料登録有効期間更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	/ 曲 业 LL	⟨12" ≃m \	
〇肥料登録有効期间更新	(農業技	州 課)	11
〇公共測量の終了	(監 埋	課)	11
〇県市町村共同利用型地理情報システムの構築及び運用業務委託に関す			
- 6 総 舎 評 価 一 版 頭 争 Λ 札 (/) 主 陥・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(情報企	画課)	11
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの			
意見	(商工政	策課)	15
○ 換 地 仉 分 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(農村整	備課)	15
0	(")	15
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係	`	,	13
る当該通知の掲示	(本母児	◇ 細 \	16
		土味ノ	10
	(35 🖂 🗎	1.0
○熊本県監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程・・・・・(監査 ○熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程・・・・・・(選挙	1. 安貝爭	/ タラー クト	16
し熊平県公職選争執行規程の一部を改止する規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	≧官埋安.	貝会)	16
○熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令····(人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令···(人事委員会事務電話機の賃貸借の一般競争入札····(県警	を貝会事	務局)	22
〇留守番電話機の賃貸借の一般競争入札(県警	子本部地:	域課)	22
○能木具議会事務局の組織等に関する相段の一部を改正する訓会・・・・・・・	(議会重	務 局)	24

訓 令

熊本県訓令第40号

本庁各部 (局) 課 (総室・室・センター) 各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令

熊本県庁処務規程(昭和 36 年熊本県訓令甲第 29 号)の一部を次のように改正する。 別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の課(総室・室・センター)長専決事項 の欄中第5号を削り、同表同欄中第6号を第5号とし、第7号から第44号までを1号ずつ 繰り上げる。

別表第3総務部人事課の項第2項課(総室・室・センター)長専決事項の欄第2号及び 第4号中「こと(」の次に「総務事務センター及び」を加え、同表同部総務事務センター の項に次の1項を加える。

2 本庁の職員並びに	1 扶養親族に係る
熊本県選挙管理委員	届出の処理をする
会、熊本県人事委員	こと。
会事務局、熊本県監	2 通勤手当、住居
查委員事務局、熊本	手当及び単身赴任
県労働委員会事務局、	手当の決定に関す
熊本県有明海区漁業	ること。
調整委員会及び熊本	
県天草不知火海区漁	
業調整委員会の職員	
の給与の集中処理に	
関すること。	

この訓令は、平成19年11月1日から施行する。

熊本県訓令第41号

本庁各部 (局) 課 (総室・室・センター)

関 先 機 各 抽 出

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 子 谷 義

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令

熊本県出納局処務規程(昭和36年熊本県訓令甲第30号)の一部を次のように改正する。 別表第1課長専決事項の欄中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第36号ま でを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成19年11月1日から施行する。

熊本県訓令第42号 熊本県労働委員会訓令第2号

本庁各部(局)課(総室・室・センター) 機 地 方 出 先 各 関 労 働 委 員 会 事 務 局

熊本県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 10 月 31 日

谷 子 熊本県知事 潮 熊本県労働委員会会長 竹 中 潮

熊本県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

熊本県労働委員会事務局処務規程(昭和48年熊本県訓令第72号、熊本県地方労働委員 会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第7条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条第9号中「第4号から第6号まで」を「第3号から第5号まで」に改め、同号 を同条第8号とし、同条中第10号を第9号とする。

この訓令は、平成19年11月1日から施行する。

熊本県訓令第43号

本庁各部(局)課(総室・室・センター) 関 各 地 出 先 機

熊本県行政事務指導監察規程を廃止する訓令を次のように定める。 平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 子 谷 義

熊本県行政事務指導監察規程を廃止する訓令

熊本県行政事務指導監察規程(昭和 31 年熊本県訓令第 1140 号)は、廃止する。

附目

この訓令は、平成19年10月31日から施行する。

告 示

熊本県告示第 917 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 55 条において準用する第 49 条の規定により、施術者を次のように指定した。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔施術者(柔道整復)〕

指定番号	施術所名称	施	術 者	施術所所在地	指定年月日
生熊柔個 42	あそ整骨院	江島	弘樹	阿蘇市内牧 1158-1	平成 19 年 10 月 23 日

熊本県告示第 918 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 28 条第 1 項(鳥獣保護区の指定)の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定したので、同条第 9 項の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 名称 浦鳥獣保護区
- 2 区域 宇城市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 145 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 19年 11月 1日から平成 29年 10月 31日まで

熊本県告示第 919 号

昭和42年10月31日熊本県告示第849号(鳥獣保護区の設定)の一部を次のように改め、 平成19年11月1日から適用する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正7年法律第32号)第8条ノ2の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則(昭和25年農林省令第108号)第18条の規定に基づき告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により告示する。」に改める。

宮原鳥獣保護区の2、3及び4を次のように改める。

- 2 区域 阿蘇郡小国町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 464 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

福連木鳥獣保護区の2及び4を次のように改める。

- 2 区域 天草市 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図) において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

五木鳥獣保護区の項を削る。

大野小学校鳥獣保護区の2、3及び4を次のように改める。

- 2 区域 葦北郡芦北町 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図) において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 3 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで 小峰小学校鳥獣保護区の 1、2 及び 4 を次のように改める。
- 1 名称 小峰鳥獣保護区
- 2 区域 上益城郡山都町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)に おいて区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興 局に備え置いて縦覧に供する。)

- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで河俣小学校鳥獣保護区の 2 及び 4 を次のように改める。
- 2 区域 八代市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで 豊内鳥獣保護区の 2 及び 4 を次のように改める。
- 2 区域 上益城郡甲佐町 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図) において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで 砥用小学校鳥獣保護区の 2 及び 4 を次のように改める。
- 2 区域 下益城郡美里町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)に おいて区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興 局に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

熊本県告示第 920 号

昭和52年10月31日熊本県告示第1035号の2(鳥獣保護区の設定)の一部を次のように改め、平成19年11月1日から適用する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正7年法律第32号)第8条ノ2第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則(昭和25年農林省令第108号)第18条の規定に基づき告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により告示する。」に改める。

緑川鳥獣保護区の2及び4を次のように改める。

- 2 区域 下益城郡美里町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)に おいて区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興 局に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで 豊福鳥獣保護区の 2 及び 4 を次のように改める。
- 2 区域 宇城市 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図) において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで 下巣鳥獣保護区の 2、3 及び 4 を次のように改める。
- 2 区域 阿蘇郡小国町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 1.472 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

乙姫鳥獣保護区の2及び4を次のように改める。

- 2 区域 阿蘇市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで水俣鳥獣保護区の 2、3 及び 4 を次のように改める。
- 2 区域 水俣市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 630 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで 福浜鳥獣保護区の 2 及び 4 を次のように改める。
- 2 区域 葦北郡津奈木町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)に おいて区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興 局に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで瀬戸堤鳥獣保護区の 2 及び 4 を次のように改める。
- 2 区域 球磨郡相良村(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

千厳山、松島鳥獣保護区の2及び4を次のように改める。

2 区域 上天草市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において 区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備 え置いて縦覧に供する。)

平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

熊本県告示第 921 号

昭和 57 年 10 月 20 日熊本県告示第 1080 号の 2 (鳥獣保護区の設定)の一部を次のように 改め、平成19年11月1日から適用する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第8条ノ8第1項の規定により、 次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則(昭和25年農林省令第108号)第20条の規定により告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に 関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区 の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により告示する。」に改める。

- 小牧羅漢鳥獣保護区の2、3及び4を次のように改める。 区域 阿蘇郡南阿蘇村 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図) に おいて区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興 局に備え置いて縦覧に供する。)
- 217 ヘクタール 3 面積
- 存続期間 平成 19年 11月 1日から平成 29年 10月 31日まで

熊本県告示第 922 号

昭和62年10月27日熊本県告示第719号(鳥獣保護区の設定)の一部を次のように改め、 平成 19年 11月 1日から適用する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第8条ノ8第1項の規定により、 次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則(昭和25年 農林省令第108号)第20条の規定により告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に 関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区 の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により告示する。」に改める。 国見山鳥獣保護区の2及び4を次のように改める。

- 山鹿市、玉名郡玉東町、和水町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護 区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁 及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで 彦岳鳥獣保護区の2及び4を次のように改める。
- 区域 山鹿市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区 域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え 置いて縦覧に供する。)
- 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで 荻岳鳥獣保護区の2及び4を次のように改める。
- 阿蘇市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区 区域 域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え 置いて縦覧に供する。)
- 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで 4 斧岳鳥獣保護区の2及び4を次のように改める。
- 区域 阿蘇市、阿蘇郡南小国町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位 置図) において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各 地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで 休暇村鳥獣保護区の2、3及び4を次のように改める。
- 阿蘇郡高森町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)にお いて区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局 に備え置いて縦覧に供する。)
- 480 ヘクタール 3 面積
- 平成 19年 11月 1日から平成 29年 10月 31日まで 存続期間 4 山鹿鳥獣保護区の2及び4を次のように改める。
- 阿蘇郡産山村(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)にお いて区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 平成 19年 11月 1日から平成 29年 10月 31日まで 4 御所浦鳥獣保護区の2及び4を次のように改める。
- 天草市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区 区域 域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え 置いて縦覧に供する。)
- 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで 4 存続期間

有明鳥獣保護区の2及び4を次のように改める。

- 荒尾市、玉名市、玉名郡長洲町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護 区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁 及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 平成 19年 11月 1日から平成 29年 10月 31日まで 4

- 木葉小学校鳥獣保護区の2及び4を次のように改める。 区域 玉名郡玉東町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)にお いて区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局 に備え置いて縦覧に供する。)
- 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで 存続期間 4

熊本県告示第 923 号

平成9年10月31日熊本県告示第790号(鳥獣保護区の設定)の一部を次のように改め、平 成19年11月1日から適用する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事

「鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正7年法律第32号)第8条ノ2の規定により鳥獣保 護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則(昭和 25 年農林省令第 108 号) 第 18 条の規定に基づき告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14 年法律第 88 号)第 28 条第 7 項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第 9 項の規定により告示する。」に改める。

- 米原鳥獣保護区の2及び4を次のように改める。 区域 山鹿市 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図) において区 域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え 置いて縦覧に供する。)
- 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで 存続期間

熊本県告示第 924 号

昭和 37 年 10 月 13 日熊本県告示第 577 号(禁猟区の設定)の一部を次のように改め、平 成19年11月1日から適用する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義

「狩猟法(大正7年法律第32号)第9条の規定により禁猟区を次のように設定する。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の 規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により 告示する。」に改める。

市房ダム鳥獣保護区の2及び3を次のように改め、5を削る。

- 球磨郡水上村(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)にお いて区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局 に備え置いて縦覧に供する。)
- 平成 19年 11月 1日から平成 29年 10月 31日まで 3

熊本県告示第 925 号

平成 16 年 9 月 15 日熊本県告示第 938 号 (休猟区の指定) は、平成 19 年 10 月 31 日限り、 廃止する。

平成 19 年 10 月 31 日

子 熊本県知事 潮 谷 義

熊本県告示第 926 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第34条第1項の規 定により、次のとおり休猟区を指定したので、同条第3項の規定により告示する。 また、次の休猟区のうち、同法第 14 条第 1 項の規定により、特定鳥獣(ニホンジカ)の

捕獲等をすることができる区域を特例休猟区として指定したので、同条第4項の規定によ り告示する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

木葉山休猟区

区域 玉名郡玉東街、和水町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護 区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁 及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

1,580 ヘクタール

平成 19年 11月 1日から平成 22年 10月 31日まで 存続期間

2 平小城休猟区

山鹿市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区

域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

面積 1.190 ヘクタール

存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日まで

3 鹿南休猟区

区域 鹿本郡植木町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

面積 870 ヘクタール

存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日まで

4 柏休猟区

区域 菊池市 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図) において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

面積 1.490 ヘクタール

存続期間 平成 19年 11月 1日から平成 22年 10月 31日まで

5 頭岳休猟区

区域 天草市 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図) において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

面積 2.925 ヘクタール

存続期間 平成 19年 11月 1日から平成 22年 10月 31日まで

6 矢田原特例休猟区

区域 阿蘇郡南小国町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

面積 730 ヘクタール

存続期間 平成 19年 11月 1日から平成 22年 10月 31日まで

7 産山特例休猟区

区域 阿蘇郡産山村(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

面積 977 ヘクタール

存続期間 平成 19年 11月 1日から平成 22年 10月 31日まで

8 走水特例休猟区

区域 八代市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

面積 1,820 ヘクタール

存続期間 平成 19年 11月 1日から平成 22年 10月 31日まで

9 田川特例休猟区

区域 葦北郡芦北町 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図) において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

面積 1,250 ヘクタール

存続期間 平成 19年 11月 1日から平成 22年 10月 31日まで

10 矢筈特例休猟区

区域 水俣市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

面積 1,720 ヘクタール

存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日まで

11 湯山特例休猟区

区域 球磨郡水上村(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

面積 307 ヘクタール

存続期間 平成 19年 11月 1日から平成 22年 10月 31日まで

熊本県告示第 927 号

平成17年10月26日熊本県告示第1249号(休猟区の指定)により告示した休猟区のうち、 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第1項の規定 により、特定鳥獣(ニホンジカ)の捕獲等をすることができる休猟区(特例休猟区)を指 定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 東緑川特例休猟区

区域 東緑川休猟区全域(上益城郡山都町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

面積 1.046 ヘクタール

存続期間 平成 19年 11月 1日から平成 20年 10月 31日まで

2 下岳特例休猟区

区域 下岳休猟区全域(八代市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

面積 1,100 ヘクタール

存続期間 平成 19年 11月 1日から平成 20年 10月 31日まで

3 八峰山特例休猟区

区域 八峰山休猟区全域 (八代市 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

面積 1,250 ヘクタール

存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

4 松ヶ野特例休猟区

区域 松ヶ野休猟区全域 (球磨郡多良木町、あさぎり町 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。 図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

面積 1.550 ヘクタール

存続期間 平成 19年 11月 1日から平成 20年 10月 31日まで

5 竹の川特例休猟区

区域 竹の川休猟区全域 (球磨郡五木村 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図) において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

面積 2,250 ヘクタール

存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日まで

熊本県告示第 928 号

平成 18 年 10 月 30 日熊本県告示第 1092 号 (休猟区の指定)により告示した休猟区のうち、 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号) 第 14 条第 1 項の規定 により、特定鳥獣 (ニホンジカ) の捕獲等をすることができる休猟区 (特例休猟区) を指 定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 荻の草特例休猟区

区域 荻の草休猟区全域(阿蘇市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

面積 922 ヘクタール

存続期間 平成 19年 11月 1日から平成 21年 10月 31日まで

2 馬見原特例休猟区

区域 馬見原休猟区全域(上益城郡山都町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

面積 1,023 ヘクタール

存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

3 小金峰特例休猟区

区域 小金峰休猟区全域 (八代市 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

面積 1,200 ヘクタール

存続期間 平成 19年 11月 1日から平成 21年 10月 31日まで

4 田野特例休猟区

区域 田野休猟区全域(人吉市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

面積 1.960 ヘクタール

存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

5 八ヶ峰特例休猟区

区域 八ヶ峰休猟区全域 (球磨郡あさぎり町 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図) において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)

面積 1,170 ヘクタール

存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日まで

熊本県告示第 929 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 35 条第 1 項の規定により、次のとおり特定猟具(銃器)使用禁止区域を指定したので、同条第 12 項の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 名称 玉名特定猟具(銃器)使用禁止区域
- 2 区域 玉名市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 787 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- 1 名称 米渡尾特定猟具(銃器)使用禁止区域
- 2 区域 玉名郡和水町 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図) において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 275 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- 1 名称 宮尾特定猟具(銃器)使用禁止区域
- 2 区域 荒尾市、玉名市、玉名郡長洲町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護 区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁 及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 712 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 19年 11月 1日から平成 29年 10月 31日まで
- 1 名称 船山古墳特定猟具 (銃器) 使用禁止区域
- 2 区域 玉名郡和水町 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図) において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 100 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- 1 名称 永特定猟具(銃器)使用禁止区域
- 2 区域 菊池市、合志市、菊池郡大津町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護 区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁 及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 430 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 19年 11月 1日から平成 29年 10月 31日まで
- 1 名称 合志特定猟具 (銃器) 使用禁止区域
- 2 区域 合志市、菊池郡菊陽町、大津町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護 区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁 及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 490 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- 1 名称 竹の畑特定猟具(銃器)使用禁止区域
- 2 区域 阿蘇郡産山村 (県が別に定める所定の図面 (熊本県鳥獣保護区等位置図) において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 62 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 19年 11月 1日から平成 29年 10月 31日まで
- 1 名称 人吉特定猟具(銃器)使用禁止区域
- 2 区域 人吉市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 700 ヘクタール
- 4 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

熊本県告示第 930 号

昭和 52 年 10 月 31 日熊本県告示第 1035 号の 21 (銃猟禁止区域の設定)は、平成 19 年 10月 31 日限り、廃止する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 931 号

昭和 55 年 10 月 31 日熊本県告示第 864 号(銃猟禁止区域の設定)の一部を次のように改める。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 子 潮 谷 義

合志銃猟禁止区域の項を削る。

熊本県告示第 932 号

昭和 62 年 10 月 27 日熊本県告示第 727 号 (銃猟禁止区域の設定) は、平成 19 年 10 月 31 日限り、廃止する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 933 号

平成9年10月31日熊本県告示第796号(銃猟禁止区域の設定)は、平成19年10月31 日限り、廃止する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 934 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372 号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加す る者に必要な資格等について告示する。

平成 19 年 10 月 31 日

子 熊本県知事 潮 谷 義

- 調達する特定役務の名称等
 - (1)名称

県市町村共同利用型地理情報システムの構築及び運用業務 一式

(2)

県市町村共同利用型地理情報システムに係るアプリケーション開発、ファシリ ティ及びハードウェア/ソフトウェア提供、ヘルプデスク、運用・保守、職員研修 の業務等を委託する。

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を 有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査をうけ、入札参加資格を得ること。 入札参加資格を得るための申請方法等

- - (1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要 綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3の(2)の場所に持参 又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先 熊本県出納局管理調達課資格審查班 (熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18番 1号

電話 096-333-2581 (ダイヤルイン)

入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 19 年 10 月 31 日 (水) から平成 19 年 11 月 14 日 (水) までの日 (県の休日

を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。 ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資 格審査が入札に間に合わないことがある。

資格審査結果の通知 (4)

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

入札参加資格の有効期間 (5)

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成21年9月30 日までとする。

有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査 申請の受付を平成21年7月1日から平成21年7月31日まで行う。

熊本県告示第 935 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供 用を開始する。

その関係図面は、平成19年10月31日から60日間、熊本県土木部道路保全課において 一般の縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 子 谷 義

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線	名	供用	をト	開 始	す	る	区	間	延 (メー	長 トル)	備	考
一般国道	265 号		阿蘇郡高森町同所	大字上	:色見字	20	037 ≩		地先から		118.0	仮設 路	迂回

2 供用を開始する期日 平成 19 年 11 月 1 日

公 告

熊本県公告第874号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録 有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告します。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の	肥料の	保証成分量	その他の規格	生産業者の氏名又は名称	更新した
2 数 份 与	種 類	名 称	(%)	てり他の別俗	及び住所	年 月 日
熊本県肥	消石灰	73.0 消	アルカリ	該当なし。	安田石灰工業株式会社	平成 19 年
第 1376		石灰	分:73.0		八代市花園町9番14	11月25日
号						

熊本県公告第875号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通大臣から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作業地域
公共測量(街区基準点測量及び街	平成 17 年 7 月 1 日から	熊本市、八代市、牛深市、菊池市、
区点測量)	平成 19 年 3 月 31 日まで	益城町

熊本県公告第876号

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり総合評価一般競争入札に付する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
 - 県市町村共同利用型地理情報システムの構築及び運用業務 一式
 - (2) 概要

県市町村共同利用型地理情報システムに係るアプリケーション開発、ファシリティ及びハードウェア/ソフトウェア提供、ヘルプデスク、運用・保守、職員研修の業務等を委託する。

- (3) 委託業務の内容
 - 入札説明書及び仕様書のとおり。
- (4) 委託期間
 - 契約締結の日から平成24年3月31日まで
- (5) 入札方法
 - ア 入札金額は、県市町村共同利用型地理情報システムの構築及び運用業務に要する 費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札 心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

入札参加に当たっては、次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、有資 格者として業務委託等(17)情報処理業務(①情報システム全般の設計、開発、維 持管理)に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 4の(5)のアの時点において熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名 停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)に基づく指名停止(以下「指名 停止」という。)期間中でないこと。
- 3 契約条項を示す場所

熊本県地域振興部情報企画課電子県庁推進班 (熊本県庁行政棟新館9階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18番1号

電話 096-333-2145 (ダイヤルイン)

- 4 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称 3に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間

平成 19 年 10 月 31 日 (水) から平成 19 年 11 月 14 日 (水) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

イ 交付場所

3に記載のとおり

(3) 入札説明会の日時及び場所

アー日時

平成 19 年 11 月 7 日 (水) 午前 11 時から

イ 場所

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟新館 10 階 TV 会議室

ウ その他

出席者は1者につき2人までとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

アー日時

平成 19 年 12 月 12 日 (水) 午後 1 時 30 分から

イ 場所

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟新館 10 階 TV 会議室

ウ その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又は代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(5) 入札書及び提案書の提出方法

40(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3に記載の場所に平成 19 年 12 月 11 日 (火) 午後 5 時までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

- 5 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を4 の (5) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。 ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

に限る。)。

(3)無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入 札
- 記名押印を欠く入札 工
- 才 金額を訂正した入札
- 力 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 丰
- 明らかに連合によると認められる入札 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入 ク 札
- 2以上の意思表示をした入札
- 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行 コ 者が認めた場合の入札
- + その他入札に関する条件に違反した入札
- 落札者の決定方法 (4)
 - 予定価格の制限の範囲内の入札価格による有効な入札書を提出した者にあっては、 総合評価のための提案書について、イ、ウの方法により評価を行う。
 - 総合評価のための提案書の内容が、仕様書の要求をすべて満たしているか否か等を判定し、これを満たしているものには、別記「落札者決定基準」に示す各項目の評価に応じ1,050点の範囲内で技術点を与える。
 - 入札価格については、「450点× (1-入札価格× 1.05/予定価格)」により点数 化し、 価格点を与える。
 - 上記イ及びウにより算出された技術点、価格点の合計点数が最も高い者を落札者 とする。なお、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 第 1 項の 規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下 回った価格で入札を行った場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもっ 申込をした者であっても落札者とならない場合がある。
 - 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、技術点が最も 高い者を落札者とする。また、技術点及び価格点の合計点数及び技術点の最も高い 者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとす る。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者があるときは、 れに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 最低制限価格

設定しない。

契約の締結 (6)

契約書作成の要否

- 1 契約の締結期限
 - 落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限 落札者決定の日から7日以内とする。
- (7)契約保証金
 - 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当 するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被 保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を 提出したとき。
 - 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する 事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。(その者が、契約 を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- その他詳細は、入札説明書による。
- この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受け (9) る。
- Summary
 - (1)Subject matter of the contract:

Duties of construction and the use of the Geographic Information Systems which Kumamoto prefecture and cities, towns and villages use jointly

- (2)Period of commission:
 - From the day of contract through March 31,2012
- (3)Date and place to submit bidding proposal:
 - Date:1:30p.m., December 12,2007
- (4)Postal deadline to submit bidding proposal:

Bidding proposal must arrive no later than December 11,2004,5:00p.m.

(5) Language and currency to be used for bidding:

Language:Japanese

Currency: Japanese currency only Contact information:

(6)

Information and Planning Division Department of Regional Planning Kumamoto Prefectural Government 6 - 18 - 1 Suizenji, Kumamoto - shi

Kumamoto - ken,Japan,862 - 8570 Phone:096 - 333 - 2145 落札者決定基準

別記

県市町村共同利用型地理情報システムの構築および運用業務 評価基準

까!			築および連用業務 評価基準		
	大項目	小項目	評価内容	評価区分	配点
1	1. 本件委託業務 に対する提案者の理解及び作業計画の考え方		本業務の受託に当たって、「仕様書」に基づいた基本的な考え方や実施方針について、具体的に記述されているか評価する。	重要	100
2		2. 委託業務項目とスケ ジュール	本業務を遂行するに当たり、「仕様書」に基づいて必要となる委託業務の作業内容、スケジュールについて、具体的に記述されているか評価する。	重要	100
3		3. システム開発時における 体制	システム開発時における、受託者の体制について具体的に記述されているか評価する。	重要	100
	3.2	φ	B) '		300
4	3. 各システム開発の考え 方	1. ベースマップについて	本業務において求められている、詳細地図、航空写真 等のベースマップについて、提供される情報の内容、 更新方法や作成方法等有している特長について、具 体的に記述されているか評価する。	最重要	150
5		τ	仕様書において、各システムの機能として求められていることの実現、追加機能及び想定外の機能について、具体的に記述されているか評価する。(仕様書に記載されている機能については、提案要領で示す様式にて〇×で記述する。)	最重要	150
		.	#		300
6	4. ファシリティや運用・保守等の考え方	1. ファシリティ	ネットワークの具体的な実現方法及びデータセンタ施設や設備の特長等について具体的に記述されているか評価する。	重要	100
7		2. ハードウェア/ソフトウェア	ハードウェア/ソフトウェアの選定機器仕様、構成等 について具体的に記述されているか評価する。	普通	50
8		3. ヘルプデスク	ヘルプデスクの概要、体制及び運用について具体的 に記述されているか評価する。	普通	50
9		4. 運用·保守	運用・保守業務の体制、作業内容、作業方法、報告等 について具体的に記述されているか評価する。	重要	100
10		5. 職員研修	職員研修の実施方法、内容等について具体的に記述 されているか評価する。	普通	50
	I .	小	The state of the s	l	350
11	4. その他	1. 受託実績	類似業務の受託実績について評価する。	普通	50
12		2. 追加提案	「仕様書」に記述されていないその他提案について評価する。	普通	50
		↑ • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			100
		合	the second secon		1,050

熊本県公告第877号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 19 年 6月1日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により天草市及び天草市の区域 内に居住する者から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりそ の概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 大規模小売店舗の名称及び所在地 1 (仮称) ドラッグストアモリ本渡店 天草市大浜町 376番1ほか
- 市町村意見の概要
 - (1) 隣接の幼稚園の日照・騒音・通風などに関して、環境が悪化することが予測され るため、園舎からの距離を更に離して建設するなど教育環境の保持に特段の配慮を 行い、園児の心身の健康に悪影響が生じないよう対策を講じること。
 - 店舗駐車場出入口に面する道路の左右には、すぐ近くに交差点やバス停があり、 店舗への右折による出入りの際、交通渋滞が懸念されることから、交通整理員を配 置するなど、十分な対策を講じること。 また、小中学校生徒の通学路となっており、駐車場の出入口における児童生徒の

安全を確保すること。

- 近隣の病院に入院加療中の患者の健康に影響を及ぼすことがないよう、また住民 の安眠を保障するため、夜間の照明については十分配慮し対策を講じること。 荷さばき及び廃棄物収集作業中のアイドリング禁止や、車での来店者に対し、ア
- イドリング禁止の指導をするなど、騒音対策を徹底すること。 閉店後は、駐車場を閉鎖するなど、防犯対策を講じること。 近隣住民から各種相談があった場合は、誠意をもって対応すること。
- (6)
- 市町村の区域内に居住する者からの意見の概要
 - 幼稚園のすぐ南側に高い壁ができることによる日照・通風・圧迫感等の問題によ る園児への健康への影響を考慮し、建物を離して建ててほしい。
 - 日照権について説明会で、天井高等低くするよう要望したが、店のデザインを守 るためと拒否された。地域との共生という観念がない。
 - 自然換気の中で保育を行っているので、車の排気ガスやエアコンの室外機の影響 が出ないように配慮してほしい。
 - 建物移動により不足する駐車スペースを分散配置により交通渋滞や日当たりの問 題は解決できると設置者に提案したが、計画変更できないとのこと。
 - 幼稚園、小学校、中学校の通学路になっているので、交通安全や風紀上の不安が あるので、閉店後も警備員をおいてほしい。
 - 営業時間について近隣は午後8時30分閉店なのでそれに従ってほしい。
 - 幼稚園の敷地内の教会には観光の名所もあるが、幼稚園が閉園すると教会の存在 も危うくなる。
 - (8) 近隣には既存の大型店や商店街があり、これ以上の大型店は不要。
 - 大型店の進出で商店街は衰退し、地域コミュニティも崩壊する。商業地域とはい え、幼稚園、病院、住宅があり環境は壊される。誰が責任をとるのか。
 - 大規模店舗は隣とよく話し合いどちらもうまくいくよう県から指導してもらいた (10)41
- 4 提出された意見書の件数

98件(ただし、市町村の区域以外に居住する者も含む。)

設置者の対応

上記の意見を受け、設置者は、当初の建築位置より1.5メートル幼稚園からはなして建 設するとともに、屋根をななめに切り下げて日が当たるように配慮することとしている。

意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課及び天草地域振興局総務振興課 平成 19 年 10 月 31 日から平成 19 年 11 月 30 日まで

熊本県公告第878号

県営花房中央地区(第1工区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地処分を行った。 平成 19 年 10 月 31 日

> 子 熊本県知事 潮 谷 義

熊本県公告第879号

県営花房中央地区(第2工区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地処分を行った。 平成 19 年 10 月 31 日

> 熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第880号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定 により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第 189 条の規定により、 当該通知の内容を阿蘇市役所に掲示する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

所在の不分明な者の氏名 1

清田 ツル、林 源太郎、島川 重吉、本島 一喜、藤田 寅清、白石 惟元、白石

通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があっ
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成19年10月5 日付け熊本県告示第844号による。

登載依頼

熊本県監査委員告示第3号

熊本県監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県監査委員 秀 暁 高 宗 孝 月 同 待 同 早 英 明 Ш 同 氷 雄一郎 室

熊本県監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程

熊本県監査委員事務局処務規程(昭和39年熊本県監査委員告示第3号)の一部を次のよ うに改正する。

別表第2(第7条関係)第一課長専決事項の項中第3項を削り、第4項を第3項とし、 第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第 98 号

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 眏

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程

熊本県公職選挙執行規程(平成 12 年選挙管理委員会告示第 15 号)の一部を次のように 改正する。

第66条中「衆議院議員及び参議院(選挙区選出)議員」を「衆議院議員、参議院(選挙 区選出)議員及び熊本県知事」に、「第2号」を「第3号」に改める。

第72条第1項中「第2条又は第6条」を「第2条、第6条又は第9条」に、「第3条又 は第7条」を「第3条、第7条又は第10条」に改める。 第73条第1項中「第4条第2号イ又は第8条」を「第4条第2号イ、第8条又は第11

条」に改める。

第74条第1項中「(第76条において「燃料供給業者」という。)」の次に「、同条例第 7条に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者(次の2条において「ビラ作 成業者」という。)」を加え、「第7条」を「第10条」に改める。

第 75 条第 1 項中「選挙運動用自動車証明書」の次に「、ビラ作成証明書」を、「その他 の者」の次に「、ビラ作成業者」を加え、同条第2項中「第100号様式」の次に「、第100 号の2様式」を加える。

第76条第1項中「第4条又は第8条」を「第4条、第8条又は第11条」に改め、「燃料 供給業者」の次に「、ビラ作成業者」を加える。

第97号様式(その2)を同様式(その3)とし、同様式(その1)の次に次の1様式を 加える。

(その2)

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行何選挙(何選挙区) 候補者 氏 名 印

熊本県選挙管理委員会委員長様

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又 は名称及び住所並びに	契約內	備考	
大小丁八日	法人にあってはその代表者の氏名	作成契約枚数	作成契約金額	C. FHA

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

第98号様式(その1)中「第2号口」を「第2号イ」に改める。 第98号様式(その2)中「第8条」を「第11条」に改め、同様式(その2)を同様式 (その3)とし、同様式(その1)の次に次の1様式を加える。

(その2)

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙 運動の公費負担に関する条例第8条の規定により確認を受けたいので申請します。

年 月 日

 年
 月
 日執行何選挙(何選挙区)

 候補者
 氏
 名
 印

熊本県選挙管理委員会委員長 様

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の 氏名
- 3 確認申請枚数

枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認
		申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	枚	枚
枚数計 (a) + (b)	枚	枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から県選挙管理委員会に 提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を 受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」欄には、他のビラ作成業者によって作成された枚 数をも含めて記載してください。

第99号様式(その1)中「第4条第2号口」を「第4条第2号イ」に、「同号口」を 「同号イ」に改める。

第99号様式(その2)中「第8条」を「第11条」に改め、同様式(その2)を同様式(その3)とし、同様式(その1)の次に次の1様式を加える。

(その2)

ビラ作成枚数確認書

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

熊本県選挙管理委員会委員長 氏

名 印

- 1 年 月 日執行何選挙(何選挙区)
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数

枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業 者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合に、 ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、県に支払を請求することはできません。

第 100 号様式の次に次の 1 様式を加える。 第 100 号の 2 様式 (ビラ作成証明書の様式) (第 75 条関係)

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成するものであることを証明します。

年 月 H

> 年 月 日執行何選挙(何選挙区) 候補者 氏 名 印

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並 びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に 提出してください。
- 2 ビラ作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してく ださい。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成 業者は、県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく 公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数

100,000枚+15,000枚×(当該都道府県内の衆議院小選挙区選出議員の 選挙区の数-1)

ただし、300,000枚を超える場合には300,000枚

- (2) 限度額
 - イ 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 7円30銭(単価)×当該作成枚数=限度額
 - 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合 365,000円+4円88銭×(当該作成枚数-50,000枚)

当該作成枚数

1 銭未 満の端 数は切 上げ

=単価

単価×当該作成枚数=限度額

第 102 号様式 (その 2) 中「第 8 条」を「第 11 条」に改め、同様式 (その 2) を同様式 (その 3) とし、同様式 (その 1) の次に次の 1 様式を加える。

(その2)

請求書 (ビラの作成)

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

熊本県知事 様

住所(所在地) 氏名(名 称) (代表者氏名)

印印

記

1 請求金額

円

2 内訳

下記請求内訳書のとおり

- 3 年 月 日執行何選挙(何選挙区)
- 4 候補者の氏名
- 5 銀行名、口座名、口座番号及び口座名義人

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。

請求内訳書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B = C	単価 D	枚数 E	金額 D×E = F	単価 G	枚数 H	金額 G×H = I	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 D欄には、次により算出した額を記載してください。
 - (1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 7円30銭
 - (2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合 365,000円+4円88銭×(当該作成枚数-50,000枚)

当該作成枚数

1銭未満の 端数は切上げ

- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

熊本県人事委員会訓令第3号

事 務 局

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成19年10月31日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

熊本県人事委員会事務局処務規程(昭和58年熊本県人事委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1一般事務の項事務局長専決事項の欄中第4号を第6号とし、第1号から第3号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の前に次の2号を加える。

- 1 役付職員(課長補佐以下の職員を除く。)の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。
- 2 役付職員 (課長補佐以下の職員を除く。) の服務に関すること。

別表第2総務課長専決事項の欄中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を2号ずつ繰り上げる。

附則

この訓令は、平成19年11月1日から施行する。

熊地公告第 977 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 10 月 31 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量 留守番電話機 80 台
 - (2) 借入物品の規格及び品質等 入札説明書及び要求仕様書による。
 - (3) 借入期間
 - 平成 20 年 3 月 1 日から平成 25 年 2 月 28 日まで
 - (4) 納入期限

平成 20 年 2 月 29 日 (金)

(5) 納入場所

要求仕様書による。

(6) 入札方法

ア 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。

- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約 入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、有資格者として営業種目リース・レンタル(取扱業種OA機器類)に登録された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

- (2) 2の(1)に掲げる入札参加資格を有する者で、納入しようとする物品の仕様を示す書類を平成19年11月9日(金)午後5時までに4の場所に提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提出したものであること。 (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者
- (3) 会社更生法(平成 14年法律第 154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者 又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けて いること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 5の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1)申請の方法

> 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、 綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示 すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限 る。) により提出すること。

入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先 熊本県出納局管理調達課資格審查班(県庁行政棟本館2階) 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号電話 096-333-2581 (ダイヤルイン)

入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 19 年 11 月 1 日 (木) から平成 19 年 11 月 8 日 (木) までの日 (県の休日を 除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資 格審査が入札に間に合わないことがある。

契約条項を示す場所

熊本県警察本部生活安全部地域課庶務係(熊本県警察本部庁舎8階)

郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18番 1号

電話番号 096-381-0110 (内線 3562)

- 入札手続等
 - (1)入札に関する事務を担当する部局の名称 4に記載のとおり
 - (2)入札説明書及び要求仕様書の交付期間及び場所

交付期間

平成19年11月1日(木)から平成19年11月9日(金)までの日(県の休日を 除く。)午前9時から午後5時までとする。

交付場所 1

4に記載のとおり

- (3)入札及び開札の日時及び場所
 - 平成 19 年 11 月 14 日 (水) 午後 1 時 30 分から
 - 場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県警察本部庁舎2階201会議室

入札書の提出方法 (4)

> 5の(3)に記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないとき は、4に記載の場所に平成19年11月13日(火)までに必着するよう郵送(書留郵 便に限る。) すること。

- その他
 - 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨 (1)日本語及び日本国通貨とする。
 - 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった1月当たりの金額に借入期間月数(60 月)を乗じた額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付 すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付 が免除される。

入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。

入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に 付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落 札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき に限る。)。

無効の入札 (3)

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 入札に参加する資格を有しない者のした入札 ア
- 委任状を提出しない代理人のした入札 1
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入 札
- 記名押印を欠く入札 工
- 金額を訂正した入札 オ
- 力 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 丰 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入
- 2 以上の意思表示をした入札
- 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行 コ 者が認めた場合の入札
- その他入札に関する条件に違反した入札 +
- (4)落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(5) 最低制限価格

無

- (6) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否

要

- イ 落札者からの契約締結の申出期間 落札者決定の日から7日以内とする。
- ウ契約の締結期限

落札者決定の日から14日以内とする。

(7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額(1月当たりの賃借料)に借入期間月数(60月)を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する 事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が、契約を 履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
- (8) その他詳細は入札説明書による。

熊本県議会訓令第1号

議会事務局

熊本県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成19年10月31日

熊本県議会議長 村 上 寅 美

熊本県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令 熊本県議会事務局の組織等に関する規程(昭和36年議会訓令第1号)の一部を次のよう に改正する。

第7条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、前項第3号及び第4号の事項については、あらかじめ議長が指定した職員が専決することができる。

附 則

この訓令は、平成19年11月1日から施行する。